

平成26年8月30日

問い合わせ先	安佐南区維持管理課
	安佐北区維持管理課
	道路交通局道路管理課
	安佐南区 ☎ 8 3 1 - 4 9 5 7
安佐北区 ☎ 8 1 9 - 3 9 4 1	
道路管理課 ☎ 5 0 4 - 2 1 5 1	

道路占用料の免除

1 支援策の内容

平成26年8月19日からの豪雨による被災者の生活再建に係る経済的負担の軽減を図るため、道路占用料を免除します。

2 対象者

豪雨災害による被災者

3 対象となる占用物件

被災を受けた建物の解体、解体後の新築及び被災を受けた建物の補修に必要な工事用板囲等の工事用施設及び竹木等の工事用材料

4 手続き

道路占用許可申請の際、被災のあったことを証する書面（り災証明書又はその写し）を提出してください。